

ISSN 1349-3884

VOL.10

2014年3月

公立大学法人奈良県立医科大学 医学部看護学科紀要

巻頭言 1	軸丸 清子…………… 1
巻頭言 2	石澤美保子…………… 2
実践報告 訪問看護におけるモバイル端末を利用した記録システムの開発	奥田真紀子…………… 3
文献研究 高齢者の運動器疾患における慢性疼痛に関する文献的考察	野村 佳香…………… 11
資料 看護学の学習におけるリフレクションの重要性 —“ The influence of learning styles preference of undergraduate nursing students on educational outcome in substance use education ” (看護学部学生の学習スタイルの好み が飲酒薬物乱用防止教育に与える影響) 文献クリティーク	青山美智代…………… 20
翻訳 フィリップ・デイヴィス 『バーナード・マラマッドーある作家の生』(3)	勝井 伸子…………… 26
紀要編集部会規程……………	38
紀要編集発行規程……………	40
編集後記	

BULLETIN OF FACULTY OF NURSING, SCHOOL OF MEDICINE, NARA MEDICAL UNIVERSITY

Preface 1	Kiyoko JIKUMARU.....	1
Preface 2	Mihoko ISHIZAWA.....	2
Activity Report		
Development of the record system using a mobile terminal in home nursing	Makiko OKUDA.....	3
Materials		
Chronic pain in musculoskeletal disease of the elderly : Literature review	Yoshiko NOMURA.....	11
Materials		
The importance self-reflection on the learning of nursing : A Review of " The influence of learning styles preference of undergraduate nursing students on educational outcome in substance use education "	Michiyo AOYAMA.....	20
Translation		
Translation of <i>Bernard Malamud: A Writer's Life</i> (3)	Nobuko KATSUI.....	26
Guide to Contributors.....		38

奈良県立医科大学医学部看護学科紀要編集部会規定

(目的)

第1条 この規定は、奈良県立医科大学医学部看護学科看護教育協議会規定（平成16年4月1日）第5条6項の規定に基づき紀要編集部会(以下「部会」という)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称及び構成)

第2条 紀要編集部会の名称は奈良県立医科大学医学部看護学科紀要編集部会とし、看護教育協議会規定に基づく。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査又は審議するために、紀要編集部会の議を経て、小委員会を設けることができる。

(委員)

第3条 紀要編集部会の部会員は、若干名をもって組織する。

2 部会員は次の各号に定める教職員とする。

- (1) 看護教育協議会が選出した専任教員
- (2) 調査又は協議する事項に関する事務を所掌する事務部長又は学務課長の指名した事務職員

3 部会員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

4 部会員が欠けたときは、すみやかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 紀要編集部会に部会長を置き、部会長は、他の規定に特別の定めがある場合を除いて、各部会員の互選とする。

2 部会長に事故又はその他のやむを得ない事由があり部会に出席できないときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 紀要編集部会は副部会長を1名置き、部会長が任命する。

2 副部会長は部会長を補佐し業務を遂行する。

(会議)

第6条 紀要編集部会長は、必要のつど編集部会を招集し、議長となる。

2 部会は、部会員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 紀要編集部会は、審議の経過及び結果について、看護教育協議会に報告しなければならない。

(書記)

第8条 紀要編集部に書記を置く。

2 書記は、部会長の命を受け、会議の記録を行う。

第9条 会議の記録は紀要編集部会長が保管する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、紀要編集部会で協議して定める。

2 紀要編集発行規定は紀要編集部会の議を経て別に設ける。

第11条 本規定に変更ある場合は、紀要編集部会の議を経て変更することができる。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

奈良県立医科大学医学部看護学科紀要編集発行規定

(目的)

第1条 奈良県立医科大学医学部看護学科（以下「看護学科」という）は、その教育と研究の諸活動を発展させ、高等教育機関に課せられた社会的責務を果たし、学術の進歩に貢献することを目的として紀要を発行する。

(名称)

第2条 看護学科が発刊する紀要の名称は、「奈良県立医科大学医学部看護学科紀要」（以下「紀要」という）とする。なお、英語での名称はBULLETIN OF FACULTY OF NURSING, SCHOOL OF MEDICINE, NARA MEDICAL UNIVERSITYとする。

(編集機関)

第3条 紀要の編集は、紀要編集部会がこれを行う。

- 2 紀要編集部会については、医学部看護学科看護教育協議会規程の定めるところによる。
- 3 掲載された論文等の著作権は奈良県立医科大学医学部看護学科紀要編集部会に帰属し、医学中央雑誌刊行会及び科学技術振興機構が主催する医学関連文献データベース収載誌にて公開する。

(発行回数及び発行時期)

第4条 紀要は、1年度に1回、定期にこれを発行する。ただし、特別に必要があると紀要編集部会が認めたときは、臨時にこれを発行することができる。また、4年生過程必修科目である看護研究の抄録集を紀要の増刊号として発行する。この紀要増刊号（看護研究抄録集）の内容については従来通り看護研究委員会に委ねる。

- 2 紀要の発行の時期は、3月をもって定期とする。

(掲載範囲)

第5条 紀要に掲載する論文等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総説
- (2) 原著
- (3) 研究報告
- (4) 実践報告・資料
- (5) 講演その他の学会活動についての研究業績
- (6) その他紀要編集部会が適当と認めたもの

(執筆者の範囲)

第6条 紀要に執筆することができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 看護学科に勤務する選任の教員および非常勤の教員と看護学科学生および大学院看護学研究科学生
- (2) 看護学科の教員を含む共同研究の参画者
- (3) その他紀要編集部会が執筆を依頼した者

(投稿の申し出)

第7条 紀要に投稿しようとする者は、毎年9月10日までに紀要編集部会長に提出する。

原則として、原稿は、正1部、副2部、計3部提出とする。尚、副2部は執筆者名および所属は記入しないものとする。

- 2 期限までに原稿の提出がない場合は、投稿申し出の権利は消失する。
- 3 論文の採択は査読者の査読をへて、編集会議で決定する。他の雑誌に発表された論文は掲載しない。
- 4 執筆にあたっては、倫理的に配慮されている旨を明記すること。

(原稿の長さの制限)

第8条 原稿は所定様式(A4版 20×42行横書き2段組)8枚程度とする。

- 2 原稿の枚数が多い場合には、印刷の実費の一部を執筆者が負担することがある。

(別刷の費用)

第9条 別刷りは執筆者の負担とする。

(執筆の要綱)

第10条 原稿の執筆は、次の要領とする。

- (1) 最終原稿は、完全原稿として提出するものとし、写真印刷をする。したがって校正は行わない。
- (2) 専門用語または引用資料以外は、常用漢字、新かなづかい、ひらがなを用い、文体は、口語体とする。
- (3) 外国人名、外国の地名、生物名等をカタカナ書きした場合は、原則として原綴又は学名を活字体で併記するものとする。
- (4) 単位は、m, cm, mm, μ m, nm, pm, Å, l, ml, μ l, mg, μ gなどとする。また、RIの質量は、記号の左上につける。なお、各符号の後ろに点を付けない。
- (5) 掲載原稿には、英文の標題を併記しなければならない。書式は投稿に関する細則に従うこと。
- (6) 総説及び原著論文には、原著論文用原稿用紙第1頁の所定の位置に40×10行程度の日本語の要旨を記す。また原著論文にはそれに続いて英文の要旨を300語以内で記す(この英文要旨は事前にいわゆる Native check を受け保証されたものに限る)。
- (7) 研究分野によっては、英文を欧文に読み替えることができる。
- (8) 印刷上の都合により原稿等の変更が必要になったときは、執筆者と協議の上、紀要編集部会で決定する。
- (9) 投稿要領の詳細については、別に定める投稿細則による。
- (10) 文献の記載は、以下のように統一する。
 - 1) 引用文献を示す注は、本文中に(筆頭著者の姓、年号)のように括弧書きの割注で示し、論文の最後に文献リストを掲載する。
 - 2) 文献リストは筆頭著者名のアルファベット順(和文・欧文を問わない)で記載し、番号はつけない。また同一著者による同年発表の文献が複数ある場合は、出版年の

後にa, bをつける。

- 3) 著者が複数の場合は、本文中の引用箇所には筆頭著者の後に、「ら」(欧文では「et al.」)を加える。また、文献リストには3人まで著者名を明記し、4人目以降を「他」(欧文では「et al.」)とする。
- 4) 文献リストの表記の仕方は次の通りとする。

(雑誌掲載論文の場合)

著者名(発行年) : 題名(副題). 雑誌名, 巻(号) : 開始頁-最終頁.

例 : Hammond C.B., Weed J.C. Jr., Currie J.L. (1980) : The role of operation in the current therapy of gestational trophoblastic disease. Am J Obst Gynecol, 136 : 844-858

藤岡完治(1996) : 臨地実習教育の授業として成立. 看護教育, 37(2) : 94-101.

(単行本)

著者名(発行年) : 題名(副題). 版. 発行所. 発行地(外国語の文献の場合のみ).

例 : Beauchamp T.L., Childress J.F. (1994) : Principles of Biomedical Ethics. 4th ed. Oxford University Press. New York.

松本光子(1986) : 看護実践課程-看護実践の系統的アプローチ. 第一版. 日総研出版.

- 5) 人文・社会科学系の論文にあつては、専攻分野で慣例となっている表記の仕方に従うこともできる。

(規約の改正)

第11条 この規則の改正は、紀要編集部会の審議を経て決定する。

付則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年9月1日から施行する。

この規定は、平成24年12月1日から施行する。

この規定は、平成25年10月1日から施行する。

奈良県立医科大学医学部
看護学科紀要編集部会委員名簿

上平悦子 中西伸子 澤見一枝
勝井伸子 青山美智代 渡邊かおり
岡山真理 濱田 薫 (順不同、敬称略)

編集後記

今年も例年のように爛漫の桜の花が、卒業され社会人として巣立って行かれた多くの笑顔と、入学され少し戸惑いがちな多くの笑顔の背景となりました。看護学科紀要第10巻がようやく発刊となりました。ご投稿いただきました先生方ならびに共著者の先生方には感謝申し上げます。ただ、残念ながら原著論文のないやや寂しい状態での発刊となりました。編集部委員長として努力不足が招いた結果であり、その責任を今更ながらに痛感し、深く深くお詫び申し上げます。また編集部会委員を含む複数の先生には投稿の少ないことから論文化途中のものを急いでいただくなど、御高配を賜りました。しかし年度末という教員にとっての最多忙期でもあり、完成に至らなかった旨お聞きし、大変申し訳なく存じております。しかしそれらのものはいずれかの時期に種々方面の学術誌に投稿されるものと存じます。私自身も結果をあわてて纏めてみることにしましたが、study-designの欠陥を露呈し、頓挫するという醜態となり、集中して取り組むことの重要性を再認識しただけになりました。

今年は本看護学科大学院修士課程が最初の卒業生を輩出した記念すべき年で、また看護学科設立10周年記念式を秋に予定しているなど大学組織としての成長過程をより強く感じます。ただ、それに伴ってか教

員にとっての種々の負担が増加してきているような話が聞こえてきます。確かに以前に比べて夜遅い時間にまで仕事をされている方が多くなりました。しかし大学の教員として看護学の学術的な進歩に貢献する責務も果たさなければなりません。行き過ぎた成果主義は問題ですが、研究への取り組みは、資金の面でも、研究計画立案から成果を得て公表するという流れにおいても効率化が必要かと考えます。単純に考えれば物理的な距離の近い(毎日容易に会える)例えば領域単位で研究者の意欲とエネルギーを集約させることでしょう、その研究責任者の指導の下で、共同であるいは協力して遂行することと、進捗状況を明朗にして共有する事が効率化のkeyとなります。

幸いなことに最近多忙な中にも雰囲気の良い笑い声もよく耳にします。また研究についての前向きな話も聞こえてきます。今年度より看護研究抄録集を看護学科紀要の増刊号として発刊することとなりました。良い研究が発展し論文発表となり、看護学科紀要への投稿数の増加が複号化の議論となるかもしれません。私はやはり楽観的なのでしょうか。捲土重来の文字が見えるように感じます。

奈良県立医科大学医学部
看護学科紀要編集部会委員長
濱田 薫

奈良県立医科大学 医学部看護学科紀要

V O L 10

印 刷 平成26年3月31日

発 行 平成26年3月31日

編集・発行者 奈良県立医科大学 医学部看護学科

濱 田 薫

印 刷 所 株 式 会 社 アイ プ リ コ ム

磯城郡田原本町千代360-1

電 話 0744 - 34 - 3030
